東京医科歯科大学病院医療安全管理に関する規則

（平成１６年４月１日
規則第１２９号）

（趣旨）

第１条　この規則は、東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）における医療の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療安全管理責任者）

第２条　本院に、医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第９条の２０の２第１項第１号に基づき、医療安全管理責任者を配置し、医療安全担当副病院長をもって充てる。

２　医療安全管理責任者は、医療安全管理部、次条に規定する医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者を統括する。

（委員会の設置）

第３条　本院に、医療法施行規則第１条の１１第１項第２号に基づき、医療の安全管理に関する重要事項を審議するとともに、適切な医療の提供及び医療の質の向上を図ることを目的として、医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の審議事項）

第４条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 医療の安全管理の総括に関すること。
(2) 医療に係る安全管理のための指針及び医療安全マニュアルの策定及び変更に関すること。
(3) 重大な医療事故等に関する速やかな原因の究明のための調査及び分析に関すること。
(4) 前号の分析の結果を活用した医療事故等防止方策の立案及び実施並びに従業者への周知に関すること。
(5) 医療事故等防止方策の実施の状況の調査及び見直しに関すること。
(6) 死亡退院事例等の報告の実施の状況の確認及び確認結果の病院長への報告並びに従業者への研修及び指導に関すること。
(7) 医療法（昭和２３年法律第２０５号）第６条の１１に規定する医療事故調査及び医療事故調査等支援団体に関すること。
(8) 医療安全管理部の運営に関する基本的事項
(9) その他医療の安全管理に関すること。

（委員会の組織）

第５条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 病院長
(2) 首席副病院長
(3) 医療安全管理責任者
(4) 医療安全管理部長

(5) 医療安全管理部副部長
(6) 感染制御部長
(7) 薬剤部長
(8) 看護部長
(9) 事務部長
(10) 医薬品安全管理責任者
(11) 医療機器安全管理責任者
(12) 医療放射線安全管理責任者
(13) ゼネラルリスクマネージャー
(14) その他病院長が必要と認める者

２　前項第１４号の委員は、病院長が委嘱する。

３　第１項第１４号の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、当該委員を委嘱する病院長の任期の末日とする。

４　前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の委員長・招集・代理出席等）

第６条　委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

２　委員長に事故あるときは､あらかじめ委員長に指名された委員がその職務を代行する。

３　委員長は、委員会を開催し、その議長となる。

４　委員会は、原則として毎月１回開催する。

５　委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

６　前条第１項第２号から第１４号までに規定する委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、その代理の者を出席させるものとする。

７　前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。

８　議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

９　委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

10　委員長が必要と認めた場合は、調査委員会を設置することができる。

11　委員会における審議事項は、病院運営会議に報告するものとする。

（臨時の委員会）

第７条　前条第４項の規定にかかわらず、緊急の事案に対応するために委員長が必要と認めた場合は、臨時に委員会を開催することができる。ただし、前条第５項の成立要件を満たさない場合は、あらためて委員会に報告し、承認を得るものとする。

（会議の設置）

第８条　本院に、医療事故の防止に資するため、リスクマネージャー会議（以下「会議」という。）を置く。

（会議の審議事項）

第９条　会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 本院における医療安全マニュアルの普及・実施に関すること。
(2) 安全管理レポートの活用及び改善策の検討に関すること。
(3) その他医療事故防止に関すること。

（会議の組織）
第１０条　会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
⑴ 医療安全管理部長
⑵ 医療安全管理部副部長
⑶ ゼネラルリスクマネージャー
⑷ 第１２条に規定するリスクマネージャー
⑸ その他医療安全管理部長が必要と認める者

（会議の議長・招集）
第１１条　会議に議長を置き、医療安全管理部長をもって充てる。
２　議長に事故あるときは、医療安全管理部副部長がその職務を代行する。
３　会議は、原則として毎月１回開催するものとする。

（リスクマネージャー）
第１２条　本院各診療科、基盤診療部門、診療管理部門、看護部及び事務部に医療事故防止対策を普及・実施するため、リスクマネージャーを置く。
２　リスクマネージャーは、病院長が任命する。

（事務）
第１３条　この規則の実施に関する事務は、病院事務部医療品質管理課が行う。

（雑則）
第１４条　この規則に規定するもののほか、医療の安全管理に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成２０年８月１日規則第３８号）
この規則は、平成２０年８月１日から施行する。
附　則（平成２１年４月１日規則第２号）
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則（平成２４年１月３１日規則第１５号）
この規則は、平成２４年２月１日から施行する。
附　則（平成２６年１１月６日規則第１１３号）
この規則は、平成２６年１１月６日から施行し、平成２６年１１月１日より適用する。
附　則（平成２７年３月１０日規則第２４号）
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第４条第１項に感染制御部長を加える規定は、平成２７年３月１０日から施行し、平成２６年１１月１日より適用する。
附　則（平成２７年６月２５日規則第１５１号）
この規則は、平成２７年７月１日から施行する。
附　則（平成２７年１２月２４日規則第２２０号）
この規則は、平成２７年１２月２４日から施行する。
附　則（平成２８年５月１１日規則第９６号）
この規則は、平成２８年５月１１日から施行し、平成２８年５月１日から施行する。

附　則（平成２８年９月２７日規則第１３４号）

この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年４月２３日規則第５５号）

この規則は、令和２年４月２３日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。